相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区栄町一〇番、最後の住所東京都北区栄町一〇番一四号
被相続人　亡　澤村利枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十四日
事務所東京都千代田区神田小川町一―四和田ビル三階栗原浩法律事務所
相続財産管理人　弁護士　栗原　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区神宮前三丁目二六番地、最後の住所東京都町田市鶴川五丁目三番地一の一〇一
被相続人　亡　若林　克朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十四日
事務所東京都杉並区荻窪四丁目三二番三号ＡＫオギクボビル五階五〇一号室
相続財産管理人　弁護士　髙村　定憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市田町二九番地、最後の住所東京都あきる野市留原六九八番地五
被相続人　亡　内田　益雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十四日
東京都立川市曙町一―三〇―二一立川井上ビルＢ一―一弁護士法人ＥＮＩＳＨＩ
相続財産管理人　弁護士　永淵　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市大文字町一四五番地、最後の住所石川県加賀市山代温泉北部一丁目一二一番地倉谷アパート一
被相続人　亡　福田　健二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十四日
石川県金沢市元町二丁目九番一号Ｌｅｃｉｅｌ―ｂｌｕｅ２・二〇二号、事務所石川県金沢市尾張町一丁目五番地二五号敦賀法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安藤　俊文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市三輪宮西三七七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　村井　重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十四日
事務所岐阜市七軒町一二番地一愛林ビル二階　相続財産管理人　弁護士　永田　忍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区中沢町一八番地、最後の住所静岡県浜松市北区都田町七五五四番地の三六　グループホーム都の家
被相続人　亡　橋本きみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十四日
浜松市中区佐鳴台四丁目一〇番　マッキンリーハイツ佐鳴湖二〇一号
相続財産管理人　村松　敦之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市片桐町一〇七一番地二、最後の住所大阪府茨木市片桐町二番一〇号
被相続人　亡　坂上　健司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十四日
大阪市中央区南本町一―三―九―一二〇一
相続財産管理人　弁護士　柏木　秀介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区中崎西三丁目一〇番地、最後の住所大阪府吹田市豊津町三二番三三号
被相続人　亡　渡船　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十四日
大阪市中央区本町三丁目五番七号御堂筋本町ビル二階
相続財産管理人　弁護士　川上　確

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市学園大和町四丁目一〇六番地、最後の住所奈良県奈良市学園大和町四丁目一〇六番地
被相続人　亡　辻　隆則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十四日
奈良県奈良市西大寺栄町三番二七号　泉谷ビル六階　きずな西大寺法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西村　香苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市斐川町中洲一六一〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　**醍**山　孝志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十四日
島根県松江市内中原町二五九番地三、事務所島根県松江市大輪町四二〇―一九
相続財産管理人　弁護士　松原　三朗

第43期決算公告

平成27年2月24日
埼玉県所沢市松葉町22番14
株式会社不動産流通センター
代表取締役　安藤秀三郎

貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,512
	固定資産	1,167
	合計	6,679
負債及び純資産の部	流動負債	6,680
	固定負債	5,500
	株主資本	△5,501
	資本金	46,000
	利益剰余金	△51,501
	利益準備金	△51,086
	その他利益剰余金	△415
	（うち当期純損失）	(415)
	合計	6,679

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十七年二月二十四日
埼玉県所沢市松葉町二二番一四
株式会社不動産流通センター
代表取締役　安藤秀三郎